

小山工業高等専門学校グローバル教育推進委員会規程

制 定 令和元年10月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校運営組織規則第14条の規定に基づき、小山工業高等専門学校グローバル教育推進委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 学生のグローバル教育に関する事項
- 二 独立行政法人国立高等専門学校機構におけるグローバル教育事業に関する事項
- 三 その他本校のグローバル教育推進に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 総務主事，教務主事，学生主事及び寮務主事
- 三 専攻科長
- 四 各学科長及び一般科長
- 五 図書情報センター長
- 六 情報科学教育研究センター長
- 七 地域イノベーションサポートセンター長
- 八 総合学生支援センター長
- 九 ものづくり教育研究センター長
- 十 国際交流センター長
- 十一 教育研究技術支援部長
- 十二 事務部長
- 十三 総務課長及び学生課長
- 十四 その他校長が必要と認める者

(委員会)

第4条 委員会は、校長が招集し、議長となる。

2 校長が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 委員会に関する事務は、学生課が処理する。

附 則

この規程は、令和元年10月23日から施行する。